

住宅の税制特例にかかわる耐震基準適合証明書発行サービス【料金表】

1. 耐震基準審査 基本料金 (新規申込・変更申込)

1) 一戸建ての住宅(木造)

基本料金

(税別)

		料金
A	依頼者からの耐震診断結果を活用する場合	67,000円
B	ハウスプラスで耐震診断を行う場合	87,000円

日本建築防災協会の定める「木造住宅の耐震診断と補強方法」の基準に基づく「一般診断法」による耐震基準審査を行う場合の料金表となります。「一般診断法」の非破壊検査機器などによる現場検査、「精密診断法」による耐震基準審査、申請書の一部が準備出来ない場合等については、別途お問い合わせ、お見積もりとなります。

1) 一戸建ての住宅(木造以外)

- 準備中 -

2) 共同住宅

- 準備中 -

2. 耐震基準審査 その他の料金

1) 適合証の滅失、または汚損・破損による再発行

別途定める耐震基準適合証明書 再発行申請書を正副2部提出すること。

(税別)

		料金
	一律	5,000円

2) 事前相談等に係る費用を別途請求できるものとする。

3) 耐震基準審査料金を減額するための要件

- ・当該業務が効率的に実施できるとハウスプラスの長が判断したとき。
- ・依頼者が年間供給戸数の全てをハウスプラスに審査依頼する旨の年間契約を行う場合。
- ・ハウスプラスが定める戸数以上の申請が見込めるときで、当該業務が効率的に実施できるとハウスプラスの長が判断したとき。

4) 耐震基準審査料金を増額するための要件

- ・依頼者の非協力その他ハウスプラスに帰することのできない事由により業務期日が延期したとき。

5) 耐震基準審査の取り下げにおける実費の取扱いについて

(税別)

取り下げのタイミング	取下げにおける実費
受付前	実費なし(全額ご返金)
受付後・質疑前	一律5,000円を実費とさせていただきます
ハウスプラスからの質疑書提示後	申込料金全額を実費とさせていただきます

3. 割増料金について

1) 遠隔地割増料金

耐震基準審査における現場検査の実施に関して、各都道府県の県庁所在地から審査の対象となる家屋の所在地までの距離の区分(以下、「距離の区分」という。)を以下のとおり定め、審査を行う審査員1名につき、現場検査1回あたりの遠隔地割増料金を以下のとおり定める。

ハウスプラスは依頼者へ下表による遠隔地割増料金を求めることができることとする。

(税別)

距離の区分	遠隔地割増料金
概ね20km～50km	7,000円
概ね50km～100km	13,000円
概ね100km以上	15,000円 + 距離加算費 ⁽¹⁾
島しょ部等	都度取り決めることとする

(1) 距離加算費は、距離に応じて都度取り決めることとする

(2) 所在地までの往復の移動に6時間以上要する場合、上表の遠隔地割増料金に加算される宿泊費を、審査員含む)1名につき一泊当たり10,000円(税別)と定める

2) 休日割増料金

住宅の税制特例にかかわる耐震基準適合証明書発行業務規程第4条にかかげる休日に現場審査を行う必要がある場合、ハウスプラスは依頼者へ休日割増料金を求めることができることとする。

この場合、休日割増料金は、都度、取り決めることとする。